

「資格確認書」をお届けします

保険証廃止以降はマイナ保険証のご利用が原則ですが、暫定的な取り扱いとして、保険証廃止以降に入社の方、新しく家族を健康保険の扶養に入れる方へ、当健保組合への加入手続きが完了した時点で、すべての方に紙タイプ（A4サイズ）の資格確認書（有効期限：最長3カ月）をお勤めの勤務先経由で交付します。マイナ保険証をお持ちでない方は、有効期限が到来するまでにマイナ保険証への切り替えをお願いいたします。

*任意継続被保険者の方へは、当健保組合に登録されている住民票住所へ送付します。

「資格確認書」とは保険証の代わりとなる期間限定の証明書です。これまでの保険証と同様に医療機関を受診する際にご提示ください。

注意

- ・資格確認書には有効期限があります。有効期限を超えて使用することはできません。
- ・有効期限を過ぎたものは返却不要となります。

姓 名	本人
氏名(漢字/フリガナ)	9999 (00)
生 年 月 日	0000.00.00
住 居 地 址	000.00.00
保 険 種 別	000.00.00
保 険 期 間	00.00.00
保 険 料 額	000.00
保 険 料 納 付 日	00.00.00
保 険 料 納 付 額	000.00



***** Q & A *****

Q

交付された紙タイプの資格確認書（有効期限：最長3カ月）の有効期限が到来しそうですが、マイナンバーカードを持っていません。（マイナンバーカードは持っていても保険証の利用登録をしていない方等を含む） どうしたらよいでしょうか。

A

有効期限が到来するまでにマイナンバーカードの取得及び保険証の利用登録を行い、マイナ保険証をご利用ください。事情によりマイナ保険証のご登録及びご利用ができない場合等には、当健保組合で対象者を確認し、カードタイプ（緑色）の資格確認書（有効期限：最長5年）を交付します。



Q

マイナ保険証を持っていますが、カードタイプ（緑色）の資格確認書（有効期限：最長5年）は交付してもらえますでしょうか？

A

マイナ保険証をお持ちの方には、特段の事情もなく資格確認書を交付することはできません。マイナ保険証をご利用ください。

Q

資格確認書をなくしてしまいました。（汚した、破損した場合も含む） どうしたらよいでしょうか？

A

マイナンバーカードの取得及び保険証の利用登録を行い、マイナ保険証をご利用ください。事情によりマイナ保険証のご登録及びご利用ができない場合等には、資格確認書の再交付申請が必要です。

Q

退職する、健康保険の扶養から外れることになりました。資格確認書はどうしたらよいでしょうか？

A

資格確認書の有効期限内に退職する、健康保険の扶養から外れる場合は、返却が必要です。お勤めの勤務先経由でご返却ください。なお、有効期限後の資格確認書の返却は不要です。



Q

マイナ保険証の利用登録を解除したいです。どうしたらよいでしょうか。

A

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を当健保組合宛にご提出ください。手続き後にカードタイプ（緑色）の資格確認書（有効期限：最長5年）を交付いたしますので、医療機関を受診する際はそちらをご提示ください。（交付までには1～2カ月程お時間を要します。）恐れ入りますが、資格確認書がお手元に届くまでは、マイナ保険証をご利用ください。